

野田市被災者生活再建支援金交付要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和3年10月26日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第287号

野田市被災者生活再建支援金交付要綱の一部を改正する告示

野田市被災者生活再建支援金交付要綱（平成27年野田市告示第113号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成13年6月28日府政防第518号」を「令和3年6月24日付け府政防第670号」に改め、同条第4号中「基礎支援金」を「住宅被害支援金」に改め、同条第5号中「加算支援金」を「住宅再建支援金」に改め、「、基礎支援金に加算して」を削る。

第3条各号列記以外の部分中「（平成27年3月31日防第1180号。千葉県防災危機管理部長通知）」を削り、同条に次の1号を加える。

- (4) 自然災害により、その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）

第5条第1項各号列記以外の部分中「野田市被災者生活再建支援金交付申請書」を「野田市被災者生活再建支援金交付申請書兼請求書」に改め、同項第2号中「加算支援金」を「住宅再建支援金」に改め、同条第2項中「基礎支援金」を「住宅被害支援金」に、「加算支援金」を「住宅再建支援金」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表世帯の区分の項中「基礎支援金」を「住宅被害支援金」に、「加算支援金」を「住宅再建支援金」に改め、同表に次のように加える。

4 中規模半壊世帯	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建設又は購入 100万円 (2) 補修 50万円 (3) 賃借 25万円
-----------	---

別表の備考の1中「基礎支援金及び加算支援金」を「支援金」に改め、同表の備考の2中「基礎支援金」を「住宅被害支援金」に、「100万円」を「世帯の区分に基づき定める額のうち最も高いもの」に改め、同表の備考の3中「加算支援金」を「住宅再建支援金」に改め、同表の備考の4中「基礎支援金」を「住宅被害支援金」に、「加算支援金」を「住宅再建支援金」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。